

重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当施設運営上の重要事項については下記の通りです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 三宝会
代表者氏名	理事長 岡田 泰稔
法人の所在地	袋井市浅名 1 5 7 7 - 1
法人の電話番号	0 5 3 8 - 3 0 - 7 8 2 5

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	ルンビニあゆみ園		
施設の所在地	袋井市高尾 1 7 7 7 - 1		
施設の電話番号	0 5 3 8 - 2 4 - 7 6 0 0		
施設の管理者氏名	園長 野中 徹		
利用定員(年齢別) 1 2 9 名	0 歳児(3号) 9 名	年少児(2号) 2 5 名	(1号) 3 名
	1 歳児(3号) 1 8 名	年中児(2号) 2 5 名	(1号) 3 名
	2 歳児(3号) 1 8 名	年長児(2号) 2 5 名	(1号) 3 名
自己評価の概要	職員の個別自己評価を毎年実施します		
第三者評価の概要	未受審		
職員研修実施状況	施設内研修 3 回・外部研修 適宜		
認可年月日	令和 2 年 4 月 1 日		
事業所番号			

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	認定こども園は「養護」と「教育」の場です。乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。保護者の委託を受けて保育の専門性を活かし、乳幼児を安全に保護育成いたします。併せて乳幼児期に身に付けるべき基本的な生活習慣や知識のめばえを図る為、豊かな体験と環境を設定しています、種々な体験を通して子ども同士の繋がりを深める中で人間形成の基礎を育てていきます。
-------	--

理念	法人理念	「大慈愛心」親が子に抱くような慈しみ愛する心 大きな慈愛の心をもって皆様と向かい合います。
	保育理念	「仏教」を基本理念とし、子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指します。
	保育目標	「健やかな心」を育てるために 1. めぐみの心を持ち、命を尊重する子 《生命尊重》 2. 善悪を見極め、絶えず正しい方に進む子 《修 善》 3. 自分の立場を考え、他と協調できる子 《協 調》

4. 施設・設備等の概要

敷 地	全体	3 9 2 1 . 7 9 m ²				
建 物	構造	2 棟 鉄骨2階建				
	延べ面積	1 3 3 2 . 0 4 m ²				
施設の内容	乳児室	1 室	調乳室	1 室	沐浴室	1 室
	ほふく室	1 室	保育室	4 室	遊戯室	1 室
	多目的室	1 室	調理室	1 室	トイレ	7 カ所
	職員室	1 室	相談室	1 室		
	給湯スペース、医務コーナー（職員室内）、					
設備の種類	冷暖房、プール、エレベーター					

5. 職員体制

当園では「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必用な職員として下記の職員を配置しています。

役職	職務の内容	配置人数	
		(常勤)	(非常勤)
園 長	特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 人	0 人
副園長	副園長は、園長を補佐し、園務を司る。	1 人	0 人
主幹保育教諭	園長・副園長を補佐するとともに、計画の立案や利用する子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び教育・保育内容について他の職員を統括する。	2 人	0 人
保育教諭 保育士	保育教諭は、指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。	1 7 人	4 人
保育補助	保育教諭の職務を助ける。	0 人	1 人

事務職員	当園の事務を行う。	0人	1人
管理栄養士 栄養士	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食、アレルギー食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。	2人	0人
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	1人	1人
園医	子どもの健康管理と、定期健康診断、職員への相談・指導を行う。	0人	1人
園歯科医	子どもの健康管理と、定期健康歯科健診、職員への相談・指導を行う。	0人	1人
園薬剤師	園の環境衛生の維持改善、職員への相談・指導を行う。	0人	1人

令和8年4月1日 予定人数

6. 保育を提供する日

1号認定

開園日	月曜日から金曜日
開園時間	午前7時00分から午後7時00分
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日、ゴールデンウィーク期間 夏休み、冬休み、春休み、他、園長が定める日
希望保育	ゴールデンウィーク期間、夏休み、冬休み、春休みなど ※ 利用には勤務証明書が必要です。 ※ 別途料金が発生します。

2・3号認定

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時00分から午後7時00分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 他、園長が定める日
希望保育	土曜日、ゴールデンウィーク期間、夏季、冬季、春季など ※ 利用には勤務証明書が必要です

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は次の通りです。

1号認定	保育時間	9時00分～16時00分
	延長保育時間	7時00分～9時00分、16時00分～19時00分
2・3号認定 保育短時間	保育時間	8時00分～16時00分
	延長保育時間	7時00分～8時00分、16時00分～19時00分
2・3号認定 保育標準時間	保育時間	7時00分～18時00分
	延長保育時間	18時00分～19時00分

※ 上記の『保育を提供する時間（7時00分～19時00分）』外の時間帯における保育は行いません。

※ 延長保育利用の際は、延長保育料金をいただきます。

0歳児 30分 200円 年少、年中、年長児 30分 100円

1, 2歳児 30分 150円

※ 1号認定児の保育時間内訳は

教育時間 9:00～13:00 無料延長保育時間 13:00～16:00 です。

※ 2・3号認定で、仕事が休みの日の方や、産休・育児休暇中、求職中の方は、全職員が揃っている9時～16時の保育時間となります。

8. 提供する保育(教育)の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日施行）を踏まえ、上記7に記載する時間において、子どもの健やかな成長を促すための保育(教育)の提供を行います。

9. 食事の提供方法について

① 食事の提供方法

自園にて調理。

② 食事の提供を行う日

保育を実施する日は、基本的に食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のおたよりで別途お知らせ致します。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	離乳食は10時ころより
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
年少児		11時30分頃	15時15分頃	
年中児		12時頃	15時15分頃	
年長児		12時頃	15時15分頃	

0～2歳児は、乳児保育担当制を取り入れているため、順次、食事を提供しています。

③ アレルギー対応状況

アレルギーやその他の事情により食事に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんの状態に合わせていきますので、あらかじめご相談下さい。その際は、医師による診断書(生活管理指導表)の提出が必須です。除去食及び代替食にて対応していきます。

④ 衛生管理

集団給食施設届出を静岡県西部保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月 1 回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調乳室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

⑤ その他

献立には旬の食材を多く取り入れ、地元の野菜や果物を多く使用しています。

10. 利用料金

保育に係わる利用者負担(保育料)

袋井市より受けた支給認定に対し、市が定める保育料をお支払いいただきます。園にて引き落としとなります。

その他経費

・給食費 6,600 円(3～5歳児対象)

今後、想定を超える急激な食材費高騰が (内訳 主食代 1,000 円 副食代 5,600 円)
生じた場合は、年度途中においても給食費を追加徴収する場合があります。

・保健衛生・教材費 550 円(全園児対象)

紙おむつサブスク利用者は 500 円(月初めの利用状況にて確認)

給食費が未納となった際は、給食の提供ができなくなる場合がございます。

・保護者会会費 500 円(全園児対象) (半期に一度まとめて集金)

・行事費 遠足、園外保育などをおこなった場合は、行事費を集金いたします。

長期休み時の給食費の減免について

里帰り出産などで、月の給食日数の半分以上休む場合に、給食費の減免申請が可能です。休みに入る2週間以上前に申請をしてください。

11. 利用の開始について

1号認定は、入園の手続きを経て保護者が、この重要事項説明書等に同意・契約された後に保育の提供を開始します。

2・3号認定は、袋井市の利用調整に基づき当園に入所案内された支給認定を受けた保護者が、この重要事項説明書等に同意・契約された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下に該当する場合保育の提供を終了します。

① 利用児童が満6歳になった年の年度末(小学校就学)

② 保護者より退園の希望があったとき

③ その他、市より通達があったとき

13. 嘱託医

当園は、下記医療機関と嘱託契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	岩本外科医院
医院長名又は医師名	岩本 寛人
所在地（住所）	袋井市諸井 1 1 5 4
連絡先（電話）	0538-23-6766

② 歯科

医療機関の名称	すずき歯科医院
医院長名又は医師名	鈴木 龍
所在地（住所）	袋井市高尾 1 7 8 0
連絡先（電話）	0538-42-8400

③ 薬剤師

医療機関の名称	よこの薬局
薬剤師名	名倉 真紀子
所在地（住所）	袋井市高尾 1 7 4 4 - 1
連絡先（電話）	0538-45-2811

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の事態が発生した場合には、嘱託医または保護者の指定する医療機関、及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
避難訓練	地震、火災等を想定した避難訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知器 誘導灯 非常警報装置 非常用電源 避難車 2 台 ベビーカー
避難場所	袋井南コミュニティセンター

※ 警報発令時の対応について . . . 入園のしおり参照

※ 感染症流行時の対応について . . . 入園のしおり参照

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

在園児並びに地域の乳幼児に対する虐待防止の為、職員に対して虐待防止研修を実施しています。

17. 傷害保険の加入

保険会社	東京海上日動火災	
保険の種類	傷害保険	賠償責任保険
保険金額	死亡・後遺障害 215 万円 入院保険金日額 2,250 円 通院保険金日額 1,500 円	対人 1 名・1 事故 10 億円 対物 1 事故 1,000 万円

学校等で加入する「日本スポーツ振興センター」の保険ではありません。園で加入している保険は、乳幼児受給者証の使用が可能です。病院の判断で使用できない場合もあります。

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	長谷川 敦子 (副園長)	
受付責任者	野中 徹 (園長)	
利用時間	午前 8 時～午後 5 時	
連絡先	電話 0538-24-7600 FAX 0538-24-7601	
第三者委員	渡邊 美由紀 電話 役職 主任児童委員	石部 弘 電話 役職 民生委員
受付方法	面談・電話・文書等の方法で相談、苦情を受け付けます。	

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、園のおたよりにて内容をお知らせしております。なお、転園の際には保育要録の送達など、個人情報の伝達をさせて頂く場合があります。

園内は、基本、撮影禁止です。また、撮影可能な行事（納涼祭、運動会、発表会、卒園式）等で撮影された写真は、被写体及び被写体の保護者の許可を得ず、SNS 上 (Instagram、Facebook、X(旧 Twitter)等) に公開をしないようお願いします。

20. 当園におけるその他の留意事項

保育活動中に職員が撮影した園児の写真は、おたよりやホームページ等、園外への広報に掲載されることがあります。掲載を許可されない方、また写真販売、動画配信ともに許可されない方がおりましたら、必ず申し出をしてください。

21. その他

◎ おたよりのペーパーレス化

現在、おたよりのペーパーレス化にあたって、「献立表」「行事案内」のみ、紙媒体で発行しています。どうしても全てのおたよりを紙媒体で必要な方は、申し出てください。

◎ 写真・動画販売について

園にて撮影を行った写真・動画を『そだちえ』を通じて、印刷後の写真、写真・動画のデータを掲載・販売を実施してします。以下項目の厳守をお願い致します。

- ◇ 購入した写真データを SNS やインターネット上に公開を行わない。
- ◇ 印刷後の写真をスキャニングし上記などに公開等を行わない。
- ◇ その他方法で写真データを乱用し当園在園・卒園・退園問わず、他の保護者が不利益を被る、又は不快な思いをさせない様に配慮を行う。

※ 上記を守られない場合、写真データを皆さまへご提供することを停止する可能性もございますので、ご注意とご配慮をお願い致します。

詳しくは、写真販売時に配布する「オンライン写真販売サービスの利用に関するご案内」にてご確認ください。

保育中に職員が撮影するため、カメラマンが撮影したものにきちんとした写真や動画ではございません。あくまで職員のすべきことは保育であり、撮影ではありません。また、全員をまんべんなく撮影するなどは、大変難しく個人差がございますことをご了承ください。